

2020年度 緑・芸術祭

参加イベント募集



イベント支援の内容

- ◇ 区内での広報・PR
- ◇ 緑区内公共施設の優先予約
- ◇ 緑区の名義使用
- ◇ 経費の一部助成
(上限10万円、年数制限あり)

◆募集要項・申請書類は

横浜市トップページ>緑区>区の暮らし・総合>市民協働・学び>学び>芸術文化支援>緑・芸術祭
※7月1日からダウンロード可
※緑区役所地域振興課窓口、市民活動支援センターみどリーむ等でも配布します

■申込み締切

2019年7月31日(水) 【イベント開催期間:2020年4月1日～9月30日】

2020年1月31日(金) 【イベント開催期間:2020年10月1日～2021年3月31日】

【問合せ先】 緑区地域振興課生涯学習支援係 (緑区役所4階 41番窓口)

〒226-0013 横浜市緑区寺山町118 TEL:930-2236 FAX:930-2242 メール:md-gakushu@city.yokohama.jp

募集対象の文化イベント



イベント開催期間と申込み締切

<2020年度上半期> 2020年4月1日～9月30日に実施

締切：2019年7月31日（水）

<2020年度下半期> 2020年10月1日～2021年3月31日に実施

締切：2020年1月31日（金）

※上半期に実施するイベントを2020年1月31日までに応募することも可能ですが、支援内容が制限される場合があります。また、通常の締め切りまでに受け付けた事業が優先です。

内 容

次の項目をすべて満たす文化イベント

- (1) 緑区民が自主的に行う文化振興事業又は緑区内を主たる会場とした文化振興事業であること
- (2) 公共性があり、緑区民の文化活動の発表、交流、育成を目的とし、参加の機会が広く緑区民に開かれている事業であること
- (3) 団体の構成員、会員の親睦や交流を主たる目的とする事業でないこと
- (4) 主催団体の設立趣旨、活動内容、役員体制など団体の存在が明確であり、自主的に事業を実施できる体制が確立されていること
- (5) 日程、内容等が具体化しており、実現性のある事業であること
- (6) 営利を目的としない事業であること
- (7) 政治活動や宗教活動に関する事業でないこと
- (8) 公序良俗に反しない事業であること



※ 文化イベントの例

音楽、美術、演劇、芸能などのコンサート、展示、ワークショップ

文化イベントへの支援内容

広報・PR

- (1) 広報よこはま みどり区版 （掲載希望月の3か月前の月末までに要依頼）

広報よこはま みどり区版に、参加イベントの情報を掲載することができます。

※ 当該月に掲載する原稿の量によっては掲載できない場合があります。

- (2) その他

緑区役所内でのチラシ配架、緑区ホームページへの情報掲載などを支援します。

緑区内公共施設の優先予約

緑区内の公共施設を会場としてイベントを実施する場合、施設の利用予約を優先的に行います。

※ 施設や実施日によっては予約できない場合があります。

緑区の名義使用

緑区の名義使用承諾及び緑区長賞の授与に関する事務取扱要綱に基づき、緑区の名義（共催または後援）を使用することができます。

補助金交付事業（経費一部助成）：共催名義 ※2020年4月以降の補助金請求時に合わせて申請
上記以外の事業：後援名義 ※今回の緑・芸術祭の参加申請に合わせて申請

経費の一部助成

*本事業は、横浜市議会における2020年度予算の議決をもって確定します

参加イベントの内容、規模等に応じて経費の一部を補助します。

(1) 補助金の交付対象となるイベント

緑区内において新たに実施するイベント

なお、補助金の申請は、補助金の交付を最初に受けた年から継続する3年間を上限とします。

(2) 補助の対象となる経費

- ① 会員以外への出演料
- ② 講師等会員以外の協力者への謝礼
- ③ 会場及び物品の利用料（事前会議等の会議室利用料は除く）
- ④ チラシ等の印刷費
- ⑤ 通信運搬費（電話、Eメール及びFAX料金は除く）
- ⑥ 保険料
- ⑦ 材料費及び事務用の消耗品費
- ⑧ 会場設営等の事業の実施の一部に係る委託料



(3) 補助金交付金額（予定）

補助の対象となる経費の2分の1を上限とし、かつ、10万円を上回らない金額。

なお、事業内容及び緑・芸術祭事業の予算額により申請額を減額して交付することがあります。

申請方法

申請書類

- (1) 緑・芸術祭芸術文化振興部門参加申請書（第1号様式）
 - (2) 事業計画書（第2号様式）
 - (3) 収支予算書（第3号様式）
 - (4) 団体概要書（第4号様式）
 - (5) 申請者が法人の場合は役員名簿（第5号様式）
 - (6) 団体の規約、会則その他これらに類する書類
 - (7) 直近年の事業報告書など団体の活動、事業の内容が分かるもの
 - (8) 直近年の収支決算書など団体の運営、活動経費及び事業経費の収支内容が分かるもの
- ※補助金申請に該当しない場合で、緑区の後援名義の申請を希望する場合は合わせて次の書類
- (9) 緑区の名義使用申請書（第1号様式）

申請書類様式ダウンロード

横浜市トップページ>緑区>区の暮らし・総合>市民協働・学び>学び>芸術文化支援>緑・芸術祭

7月1日からダウンロードしていただけるほか、緑区役所地域振興課窓口、市民活動支援センターみどりーむ、区内地区センター等でも配布します。

◆ 補助金申請に該当する場合は、別途必要書類を2020年4月以降に提出していただきます。

